

「教員免許更新制」2022年度中に「発展的解消」も

現行免許や失効・休眠免許の取扱いは不明?!

法改正は「今後発行される免許状に有効期限を記載しない」だけ?!

中教審は『令和の日本型教育』を担う教師の在り方特別部会」のもとに「基本問題小委員会」を設け、12月22日、合同会議が開催されました。

以下の囲みのように、法改正のための検討内容が示され、意見交換が行われました。(下線・太字は兵庫教組)

研修の充実と教員免許更新制の発展的解消に関する制度改正の方向性について(現在検討中の内容)

(2) 教員免許更新制の発展的解消(教育職員免許法の改正)

- ① **【今後発行される免許状】** 普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。
- ② **【施行の際、現に効力を有する免許状】** 引き続き検討。

失効・返納した免許状も含めすべての免許状は無条件で復活させよ!

この報告によると教育職員免許法の改正については、これから発行される免許状に有効期限を記載しないということだけで、全国の教職員が心配している、現在の免許状の有効期限の扱いや、失効してしまった免許状や「休眠状態」の免許状の扱いについては「引き続き協議」、または何もふれられていません。無条件での復活を求めていきましょう。

来年度の「更新講習」は凍結し、「講習」の申込み・受講は不要にせよ!

法案提出の時期については、通常国会では予算審議が先行されるため、法改正の時期は、おそらく今年の4~6月末になるのではないかと考えられます。文科省は「法改正後、施行されるまでは更新制が続いているので、2021年度末に免許状の期限が切れる場合は、更新手続きが行われないと失効してしまうことになり変わらない」としています。しかし、法改正後「速やかに施行」というのであれば、今年の夏休みに行われる講習の申し込みをする必要があるのでしょうか。申し込んだものの講習が不要になった場合、納入した受講料は返金されるのでしょうか。多くの教員が同様の疑問を感じています。全教は、「更新直後に制度がなくなる可能性が高いのだから、こうした例も含めていったん凍結すべきだ」と求めました。

「研修受講履歴」反対! 自主的研修こそ保障を!

(1) 公立学校の教師に対する学びの契機と機会の確実な提供 (教育公務員特例法の改正) (一部抜粋)

- ① 任命権者は、校長及び教員ごとに**研修の受講等に関する記録**を作成する。
- ② 任命権者(県費負担教職員の場合は市町村教育委員会)は…**情報を提供し、資質の向上に関する指導及び助言を行う。**その際、**教員育成指標及び教員研修計画を踏まえる**とともに、①の記録を活用する。

その他

期待する水準の研修を受けているとは到底認められない教師に対する対応や、教師の身に付けるべき資質能力を明らかにするための国の指針の改訂、ガイドラインの策定についても実施することを想定。

免許更新制廃止と引き換えに、「新たな教師の学びの姿」を実現するとして研修の押しつけと強化を行おうとしている点は大きな問題です。教員免許更新制廃止の理由として教員の負担軽減をあげているにもかかわらず、研修強化で新たな負担を教員に被せようとすることで、本当のねらいがむき出しになりました。末松文科大臣は①教員免許更新制の発展的解消、②研修について主体性を有しない教師に対する対応(受講の奨励、職務命令、処分・・・)についての国の指針改正、③任命権者に対する、研修受講履歴の記録管理や、受講の奨励の義務づけなど、の三点を強調しました。「新たな教師の学び」の中身は明らかに国による教育への介入、教職員の管理統制をすすめる「国定」研修の押しつけにほかなりません。教職員集団による自主的な研修こそ保障すべきです。